

「令和4-8国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		回答(誤)	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	回答(誤)
1	3ページ 1.1.2 開園期間及び時間 表2 開園期間及び時間 平城宮跡区域	平城宮跡歴史公園内にある他の関係施設(朱雀門、第一次大極殿、平城宮資料館、天平みつき館等)の開館時間は9:00~16:30もしくは~17:00としているため、平城宮いざない館・復原事業情報館・大極門の開館時間についてもこれにあわせて9:00~17:00とすべきではないでしょうか。	平城宮跡展示館(平城宮いざない館)・復原事業情報館・大極門・休憩所の開館時間は9:00~17:00に変更します。なお、業務開始後に協議を行った上で変更することは可能です。
2	4ページ 1.1.2 開園期間及び時間 表2 開園期間及び時間 開園期間及び時間 飛鳥区域檜隈寺前休憩案内所	飛鳥区域の檜隈寺前休憩案内所及び平城宮跡区域の休憩所「休館日はない」とありますが、他施設にそえ休館とする方がよいのではないのでしょうか。	飛鳥区域の檜隈寺跡前休憩案内所の休館日については飛鳥区域の他施設と合わせて休館日を設けることとし、平城宮跡区域の休憩所については屋外の四阿であることから休館日を設けません。
3	12ページ 1.3.1 包括的な質の設定 表3 包括的な質(公園利用者数の確保)	・飛鳥区域並びに平城宮跡区域の年間の公園利用者数(平成30年度~令和3年度)の実績値における同程度についてお示しください。 ・飛鳥区域・平城宮跡区域とも表中の平成30年度~令和3年度の四半期ごとの公園利用者数の実績平均値は、別紙10「利用者数の集計方法及び達成すべき質」で示される数値に差異があります。数値を整合いただきたい。	・飛鳥区域・平城宮跡区域の平成30年度~令和3年度の年間の公園利用者数の実績値平均値については、令和3年度の公園利用者数を集計し、公告時に提示します。 ・飛鳥区域・平城宮跡区域の平成30年度~令和3年度の四半期ごとの公園利用者数の実績平均値について、別紙10「利用者数の集計方法及び達成すべき質」の中で誤りがあったため、実施要項「1.3本業務の質の設定」の記載と整合を取るよう修正します。
4	12~13ページ 1.3.1 包括的な質の設定 表3 包括的な質(多様な利用プログラムの提供)	上記で示される数値(飛鳥区域及び平城宮跡区域における多様な利用プログラムの開催回数)は、別紙10「利用者数の集計方法及び達成すべき質」で示される数値と差異があります。数値を整合いただきたい。	飛鳥区域・平城宮跡区域の平成30年度~令和3年度の多様な利用プログラムの開催回数の実績値平均値については、令和3年度の歴史学習などの利用プログラムの開催回数を集計し、ご指摘のとおり実施要項「1.3本業務の質の設定」と別紙10「利用者数の集計方法及び達成すべき質」について整合をとった上で公告時に提示します。そのため、実施要項「1.3本業務の質の設定」については下記の通り修正します。 1.3本業務の質の設定 1.3.1包括的な質の設定 表3包括的な質 「多様な利用プログラムの提供」 ・飛鳥区域の歴史学習などの利用プログラムの開催回数(平成30年度~令和3年度の実績平均値と同程度以上)【年間●回】 ・平城区域の歴史学習などの利用プログラムの開催回数(平成30年度~令和3年度の実績平均値と同程度以上)【年間●回】
5	13ページ 1.3.1 包括的な質の設定 表4 包括的な質(情報発信) <SNSによる情報発信>	SNSによる情報発信件数は(週2件)となっておりますが、週2件ではなく、年間での件数としていただきたい。	ご指摘のとおり、SNS情報発信件数については、下記の数値を目標と修正します。  SNS情報発信の年間目標数 令和4 8回以上 令和5 100回以上 令和6 100回以上 令和7 100回以上 令和8 80回以上  なお、包括的な質として設定する「情報発信」につきましては、アウトプットの指標のみならず、アウトカムの指標も含めた設定が出来るよう、引き続き検討して参ります。
6	13ページ 1.3.1 包括的な質の設定 表3 包括的な質(情報発信) <記者発表>	記者発表の件数について、実績平均値以上を他の項目と合わせ、実績平均値と同程度以上としていただきたい。その上で、実績値の中で同程度をお示しいただきたい。	ご指摘のとおり、飛鳥区域・平城宮跡区域の記者発表件数は、平成30年度~令和3年度の実績平均値と同程度以上とします。なお、飛鳥区域・平城宮跡区域の平成30年度~令和3年度の実績値平均値については、令和3年度の記者発表件数を集計し、公告時に提示します。  なお、包括的な質として設定する「情報発信」につきましては、アウトプットの指標のみならず、アウトカムの指標も含めた設定が出来るよう、引き続き検討して参ります。
7	16ページ 表4 モニタリング調査(利用者満足度の確保)	上記の記述(年間の歴史や文化に関する情報のわかりやすさに関する「非常に満足」「やや満足」の回答比率)は誤りではないのでしょうか。	ご指摘のとおり、表記が誤りであったため削除します。
8	17ページ 1.3.5委託費の支払い方法 (1)公園運営維持管理業務	委託費の支払いに当たって行う検査について、包括的な質及び個別業務の質の最低水準が担保されていないが事業者の責めに帰すことができない場合として、以下についてもお認めいただきたい。 ・『利用者数の確保』において、過年度に比べ天候不順の影響が認められる場合。	ご指摘のとおり、利用者数の確保についても考慮するよう検討します。
9	19ページ 1.3.6費用負担等に関するその他の留意事項 (5)事業者と近畿地方整備局の責任分担 表5 事業者と近畿地方整備局の責任分担	物価変動の指標についてお示しいただきたい。	公告に向けて検討します。
10	34ページ 4.2.3企画提案書の内容 ②企画提案	本業務開始年度から実施しない提案事項についての企画提案書においては、開始年月ではなく、予定する開始年とすることが適切ではないのでしょうか。	企画提案については、実施時期を定めて提案いただく必要があると考えているため、修正は行いません。但し、事業者の責に帰すことが出来ない事由により実施時期の変更を行う必要がある場合は、近畿地方整備局と協議し、対応することとします。
11	37ページ 5.1事業者決定にあたっての質の評価項目の設定 5.1.3加算点項目 表8 標準評価項目及び得点配分 ②提案項目 3)公園特性を生かした植物管理	1.3.1包括的な質の設定(実施要項-12)では、上記(植物管理)についての利用者満足度の目標値が設定されておりませんので、誤りではないのでしょうか。	ご指摘のとおり、植物管理については包括質に設定しないが企画提案においては評価を行うという趣旨から、満足度の目標設定を求めないこととし、下記のように変更します。 3)公園特性を生かした植物管理 本公園の植生や生態系、景観等を踏まえ、周辺環境と調和しつつ公園内の自然・歴史資源等を活用した魅力ある花修景や風景の演出について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。
12	37ページ 5.1事業者決定にあたっての質の評価項目の設定 5.1.3加算点項目 表8 標準評価項目及び得点配分 ②提案項目 5)多様な利用プログラムの提供	1.3.1包括的な質の設定(実施要項-12)では、上記(利用プログラムの延べ参加人数)が設定されておりませんので、誤りではないのでしょうか。	多様な利用プログラムの提供の評価については、包括質に設定しないが企画提案においては評価を行うという趣旨から、利用プログラムの開催回数と延べ参加人数の目標を各年度設定することとします。なお、設定にあたっては新型コロナウイルス感染症等のフェーズを考慮する必要はありません。

「令和4－8国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		回答(誤)	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
13	40ページ 5.5.2総合評価の方法 (4)基本項目審査の評価方法 表9 基本項目審査の評価基準(業務に対する認識)	企画書に記載された実施方針とは、実施方針(様式1-6)をさしているということでしょうか？	実施方針については、別添様式1-6「実施方針」の通りです。
14	42ページ 5.5.2総合評価の方法 (6)加算点項目審査の評価方法 b)賃上げの実施に関する評価の基準 表11 賃上げ実施を表明する参加者への賃上げの実施に関する評価(加点)	賃上げの実施に関する評価について、評価基準に定める「契約を行う予定の年の4月」を明確にしてください。	契約を行う予定の年の4月については、令和4年4月とします。
15	42ページ 5.5.2総合評価の方法 (6)加算点項目審査の評価方法 b)賃上げの実施に関する評価の基準	賃上げの実施に関する評価で使用する様式2-2-13、様式2-2-14が、別紙資料 様式にならないため、お示しいただきたい。	様式2-2-13、様式2-2-14の様式を別紙資料に追加します。
16	49ページ 8.3.10再委託または下請負の取り扱い	本実施要項の「8. 本業務の適正かつ確実な実施の確保のために契約により事業者が講ずべき措置に関する事項」の中で、「8.3.10 再委託または下請負の取り扱い」で引用されている8.4及び8.6がありませんので、お示しいただきたい。	ご指摘のとおり、実施要項「8. 本業務の適正かつ確実な実施の確保のために契約により事業者が講ずべき措置に関する事項」の「8.3.10 再委託または下請負の取り扱い」については、下記のように修正します。 d) 事業者は、上記b)及びc)により再委託を行う場合には、事業者が近畿地方整備局に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、8.3.に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴取することとする。
17	様式-19～21 様式1-10誓約書	様式1-10「誓約書」と、実施要項-22「3. 入札参加資格に関する事項」の「3.1入札参加資格」の記述について整合がとれていないと思われる。様式-20および様式-21を含め、内容のご確認をお願いします。	ご指摘のとおり、実施要項-22「3. 入札参加資格に関する事項」の「3.1入札参加資格」に基づいて、各様式の整合をとるよう修正します。
18	様式-23 申請書類における留意事項について	提出様式は白黒片面印刷とありますが、カラー片面印刷での提出も可としていただきたい。	ご指摘のとおり、提出様式については、白黒またはカラーの片面印刷とします。
19	様式-26～37、45 提出様式2-2-1～2-2-10、 提出様式3-3 企画提案項目	企画提案項目は5つではなく、4つであると思われるため、様式の見直しをお願いします。	ご指摘のとおり、各企画提案の項目数は4つに修正します。
20	様式-31～32 様式-34～35 提出様式2-2-4,5,7,8	企画書の提出様式の注書きではそれぞれ5つの提案項目が示されていますが、提案項目は最大4項目までとされているため(様式-40)、4項目の詳細を示していただきたい。	各企画提案の項目の詳細は下記の通りとします。  提出様式2-2-4 1. 地域の案内や歴史に関する学習といった本公園の機能を発揮させるため、史跡等歴史資源を活用しながら、施設を活かした維持管理方法について、具体性、実現性のある企画提案および期待される効果 2.と3. 飛鳥区域における国営飛鳥歴史公園館や体験学習館等を活用した具体性、実現性のある企画提案および期待される効果 4.平城宮跡区域における復原事業情報館や平城宮跡展示館等を活用した具体性、実現性のある企画提案および期待される効果  提出様式2-2-5 1. 展示の開催数と想定参加人数の目標と実施、達成に向けて、具体性、実現性のある企画提案および期待される効果 2. 歴史イベントの開催数と想定参加人数の目標と実施、達成に向けて、具体性、実現性のある企画提案および期待される効果 3. 体験イベント、環境学習イベント、地域と連携したイベントの開催数と想定参加人数の目標と実施、達成に向けて、具体性、実現性のある企画提案および期待される効果 4. 新型コロナウイルスの感染拡大時等でのイベント開催を想定した具体性、実現性のある企画提案および期待される効果  提出様式2-2-7 1.～3. 周辺自治体や学校、地域住民等関係機関や関係者との連携体制、協力体制の構築に向けて、具体性、実現性のある企画提案および期待される効果 4. ボランティアとの連携方策およびボランティア活動の充実・継続に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果  提出様式2-2-8 1.～2. 利用者の安全・安心を確保する施設管理および運営管理について、具体性、実現性のある企画提案および期待される効果 3.～4. 既存地形や本公園の特性を踏まえた上で、ハード面、ソフト面での利用者の安全確保に関する対応および公園スタッフに関する事故を未然に防ぐ取組並びにトラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策について、具体性、実現性のある企画提案および期待される効果

## 「令和4-8国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		回答(誤)	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
21	別紙様式 41ページ 【別添】企画書の提案に関する注意事項等	企画提案項目の様式(様式2-2-1~様式2-2-11)および収益施設運営計画様式(様式3-2~3-4-1)は、カラー片面印刷での提出も可としていただきたい。	ご指摘のとおり、提出様式については、白黒またはカラーの片面印刷とします。
22	別紙 32ページ 別紙5共通仕様書	包括的な質の月別報告の提出は、「毎月5日まで」となっていますが、当公園の特性を踏まえ「毎月8日まで」など変更することが適切と考えます。	包括的な質の月別報告は毎月5日までに提出することとし、5日が閉庁日に当たる場合は翌営業日に提出することとします。 なお、天平祭の開催月並びにいざない館の休館日が含まれる月については、協議を行い提出期日を決定することとします。
23	別紙 32ページ 別紙5共通仕様書	各年度の業務完了時に提出が求められている成果物は、事業者が一定期間保管する。または、発注者への引き渡しとすべきではないでしょうか。	事業者は、各年度の業務を完了したときは、遅滞なく報告書(正副2通)に成果物を添付して提出することとします。
24	別添 別紙-58 別添-54	<p>・第26条「利用プログラムの企画立案」について、「調査職員と協議し、利用プログラムの開催について了解を得るものとする。」を事前に実施計画を提出することを鑑み、必要に応じて協議としていただきたい。</p> <p>・第28条「提出書類」について、1. 実施計画書 — 「実施前に適宜提出」ではなく、業務計画書において年間行事計画書(月別)を提出するため(別紙-32 第16条参照)、季節の大型イベントなど一定規模の催しを開催する場合にのみ別途実施計画書を提出していただきたい。</p> <p>2. 利用プログラム実施写真 — 「原則として実施内容の確認ができるように作業中の状況を撮影し、実施後速やかに整理・提出すること。」を、月1回まとめて提出していただきたい。</p> <p>・別添-54「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園における広報・行事等の取扱いについて」の中で、「十分時間的余裕をもって協議の上、書面により事前に国の承諾を得る」という記載ではなく、業務計画書において年間行事計画書(月別)を提出するため(別紙-32 第16条参照)、季節の大型イベントなど一定規模の催しを開催する場合にのみ、書面により承諾としていただきたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、別紙-58と別添-54については下記の通り変更します</p> <p>第26条利用プログラムの企画立案 …その内容について、全体実施計画書に示し、調査職員と協議し、利用プログラムの開催について了解を得るものとする。ただし、全体実施計画書から変更が生じたもの等については当該箇所を修正した全体実施計画書を、大規模な利用プログラム等※については別途個別実施計画書を提出することとします。 ※大規模な利用プログラム等の内容については公告時に提示します。</p> <p>第28条提出書類 事業者は、下記の書類、その他指示する図書を指定期日までに提出するものとする。 1. 全体実施計画書 — 各年度の業務開始日までに速やかに提出すること。 2. 個別実施計画書 — 大規模な利用プログラム※について、速やかに提出すること。 3. 利用プログラム実施写真 — 原則として実施内容の確認ができるように作業中の状況を撮影し毎月とりまとめ、「管理月報」と合わせて翌月10日までに提出すること。</p> <p>別添-54国営飛鳥・平城宮跡歴史公園における広報・行事等の取扱いについて 1.(印刷物の作成についての協議) 当公園内で委託費(一部他の資金を活用する場合を含む。)により広報宣伝又は利用者指導等に関する印刷物を作成する場合には、十分時間的余裕をもって協議の上、書面により事前に国の承諾を得るものとする。</p>
25	別紙 別紙-81 別紙7個別仕様書(施設・設備維持管理)	自動ドア保守点検の対象施設について、示された点検箇所数は、正しくは四神の館3箇所→5箇所、檜隈寺跡前休憩案内所1箇所→2箇所ではないでしょうか。	別紙7「個別仕様書(施設・設備維持管理)」の第23条業務管理する施設について、四神の館は5箇所、檜隈寺跡前休憩案内所は2箇所に修正します。
26	別紙 別紙-109 別紙8個別仕様書(植物管理)	草地管理工について、指定される刈込回数に対して草高(最高草丈)が明らかに低すぎると思われます(指定される刈込回数では、草高及び施工基準を維持できません)。	第6章「草地管理工」の第33条「管理水準」の草丈(最高草丈)及び施工基準について、本水準は施工を行う際の刈込み高の基準を定めるものであり、下記のように修正します。 ・対象は「刈取り高(最高草丈)及び施工基準」 ・草地は「5~10cm以下」 ・園路沿いは「5cm以下」
27	別紙 別紙-110 別紙8個別仕様書(植物管理)	プリンター設置対象地朝堂院南面広場(南側)の園路(朱雀門~踏切)は、平城宮いざない館周辺を対象地とした方がよいのではないのでしょうか。	ご指摘のとおり、プリンター設置対象地については平城宮いざない館周辺と修正します。
28	別紙 別紙-134 別紙9収益施設等設置管理運営規定書 第14条 国有財産の施設使用料	売店の設置について、飛鳥区域の使用料一覧表で「石舞台地区、キトラ古墳周辺地区四神の館(別館)220,222円/年」とされていますが、これは2施設合わせた使用料との理解でよいのでしょうか。	施設使用料については、公告時に施設ごとに提示します。
29	別紙 別紙-157 別紙9収益施設等設置管理運営規定書 第16条 運営対象施設	飛鳥区域の臨時売店設置対象を「石舞台地区」「高松塚周辺地区」「キトラ古墳周辺地区」に限定していますが、限定する必要はないのではないのでしょうか。	ご指摘のとおり、飛鳥区域の臨時売店の運営対象施設については、「祝戸地区」「甘樫丘地区」も対象と変更します。
30	別紙 別紙-157 別紙9収益施設等設置管理運営規定書 第17条 運営日時	臨時売店について開設可能な期間及び時間が示されていますが、『利用者ニーズに合わせ、期間や時間を設定する』ことでよいのではないのでしょうか。	開設可能な期間及び時間については、基本的にはいざない館の開館時間と合わせることを想定していますが、業務開始後に協議によって変更することができます。
31	別紙 別紙-158 別紙9収益施設等設置管理運営規定書 第19条 設置箇所	石舞台地区では臨時売店の設置箇所は県道移設が想定され石舞台駐車場となっていますが、イベント時などお客様のニーズを考慮すると他の地区同様に開園区域内としていただきたい。	ご指摘のとおり、石舞台地区の臨時売店設置箇所は開園区域内と変更します。
32	別紙 別紙-158 別紙9 収益施設等設置管理運営規定書 第19条 設置箇所	臨時売店の規模は、15m <sup>2</sup> までとすることとありますが、臨時売店の規模は調査職員との協議とさせていただきます。	臨時売店の規模は原則50m <sup>2</sup> までと変更しますが、それを超える場合は協議を行うこととします。

「令和4－8国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		回答(誤)																																
NO	要項案における該当箇所	ご意見																																
33	別紙 別紙-163 別紙10 利用者数の集計方法及び達成すべき質 利用者数の集計方法(飛鳥区域)	<p>石舞台地区の利用者数の推計式について、E: 一人当たり利用地区数×日常利用係数とくらわれるため、示される算定式の場合、 例: 石舞台平日 <math>A \times 1.480 / E</math> → <math>A \times 1.480 / (1.526 \times 1.135)</math> → <math>A \times 1.480 / 1.732</math> → <math>A \times 0.8545</math> となります。 正しくは、 石舞台平日 <math>A \times 1.480 / 1.526 \times 1.135</math> <math>A \times 1.10078 \dots</math>であり、E でくくるとは誤りではないでしょうか。 また、飛鳥区域の公園利用者数の算定方法での※3は※4の間違いではないでしょうか。</p>																																
		<p>石舞台地区の利用者数の推計式に誤りがみられたため、ご指摘のとおり下記の通り変更します。</p> <p style="text-align: center;">利用者数の集計方法(飛鳥区域)</p> <p>※1 飛鳥区域5地区の地区別推計公園利用者数の算定方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>平休日など</th> <th>公園利用者数の算定式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石舞台</td> <td>平日</td> <td><math>A \times 1.480 / E \times F</math></td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td><math>A \times 2.408 / E \times F</math></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">高松塚周辺</td> <td rowspan="2">全日(休館日以外)</td> <td>平日</td> <td><math>(A \times 0.457 + B \times 0.336 + C \times 2.114) / E \times F</math></td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">休館日</td> <td>平日</td> <td><math>A \times 1.049 / E \times F</math></td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">甘寝丘</td> <td>平日</td> <td><math>A \times 0.680 / E \times F</math></td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">祝戸</td> <td>平日</td> <td><math>A \times 0.057 / E \times F</math></td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td><math>A \times 0.116 / E \times F</math></td> </tr> <tr> <td>キトラ古墳周辺</td> <td>全日</td> <td><math>D^{*2} \times 0.7946 + 124.75</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>・A: 石舞台古墳入場者数 B: 高松塚壁画館入館者数 C: 国営飛鳥歴史公園館入場者数 D: キトラ古墳壁画体験館 四神の館入館者数 E: 一人当たり利用地区数 F: 日常利用係数 ・上記算定式を用いて地区毎に利用者数を算出する。 ・なお、各地区の利用者数に端数が生じる場合については、1人単位(1人未満切上げ)とする。 ・「休日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日をいう。</p>	地区	平休日など	公園利用者数の算定式	石舞台	平日	$A \times 1.480 / E \times F$	休日	$A \times 2.408 / E \times F$	高松塚周辺	全日(休館日以外)	平日	$(A \times 0.457 + B \times 0.336 + C \times 2.114) / E \times F$	休日		休館日	平日	$A \times 1.049 / E \times F$	休日		甘寝丘	平日	$A \times 0.680 / E \times F$	休日		祝戸	平日	$A \times 0.057 / E \times F$	休日	$A \times 0.116 / E \times F$	キトラ古墳周辺	全日	$D^{*2} \times 0.7946 + 124.75$
地区	平休日など	公園利用者数の算定式																																
石舞台	平日	$A \times 1.480 / E \times F$																																
	休日	$A \times 2.408 / E \times F$																																
高松塚周辺	全日(休館日以外)	平日	$(A \times 0.457 + B \times 0.336 + C \times 2.114) / E \times F$																															
		休日																																
	休館日	平日	$A \times 1.049 / E \times F$																															
		休日																																
甘寝丘	平日	$A \times 0.680 / E \times F$																																
	休日																																	
祝戸	平日	$A \times 0.057 / E \times F$																																
	休日	$A \times 0.116 / E \times F$																																
キトラ古墳周辺	全日	$D^{*2} \times 0.7946 + 124.75$																																
34	別紙 別紙-166 別紙-168 別紙10 利用者数の集計方法及び達成すべき質	<p>「記者発表件数」は、実施要項-13 1.3. 1 包括的な質の設定においては、平成30年度～令和3年度の実績平均値以上となっており、実績(別紙17)からみても、大幅に上回っています。正しい数値をお示しください。</p>																																
35	別紙 別紙-166 別紙-168 別紙10 利用者数の集計方法及び達成すべき質	<p>「飛鳥歴史公園の年度別の達成すべき質」について、各表の備考欄に記載の内容(●回×●週)は、包括的な質の目標値を算定する上での考え方であり、内容(●回×●週)に縛られるものではないということよろしいでしょうか。</p>																																
36	別添 別添-13 別添-21 別添4 祝戸地区植栽管理区分図	<p>祝戸地区の別添3「施設配置図」並びに別添4「植栽管理区分図」について、祝戸荘付近の芝生及び低木管理が含まれていますが、対象外と思われるため、削除が必要ではないでしょうか。</p>																																
37	別添 別添-16 別添3 施設配置図 別紙-198～200	<p>高松塚地区の別添3「国営飛鳥歴史公園事務所清掃分担図」並びに別紙13「修繕履歴」にはセミナールームの記載はありませんが、別紙13「修繕履歴」の中には、セミナールームと考えられる空調機点検等の項目があげられています。セミナールームはボランティア利用や体験プログラム利用がされており、清掃作業も含め、本業務にて管理すべき施設に変更をお願いしたい。</p>																																
38	別紙 別添-25 別添4 キトラ古墳周辺地区植栽管理区分図	<p>キトラ古墳周辺地区について別添4「植栽管理区分図」には四神の館(本館)前の芝生が含まれておりませんが、管理が必要な区域ではないでしょうか。</p>																																
		<p>ご指摘のとおり、別紙10「利用者数の集計方法及び達成すべき質」と別紙17「記者発表件数一覧」について整合をとるよう修正します。 なお、飛鳥区域・平城宮跡区域の平成30年度～令和3年度の実績値平均値については、令和3年度の記者発表件数を集計し、公告時に提示します。</p>																																
		<p>ご指摘のとおり、SNSによる情報発信、記者発表件数、多様な利用プログラムの提供の備考欄については、実施頻度ではなく、目標値を算出するための考え方を示したものです。 また、別紙-166について、資料名を「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の年度別の達成すべき質」と変更します。</p>																																
		<p>ご指摘のとおり、祝戸地区について、別添3「施設配置図」並びに別添4「植栽管理区分図」を修正します。</p>																																
		<p>ご指摘のとおり、セミナールームを管理対象に含むよう、高松塚地区の別添3「国営飛鳥歴史公園事務所清掃分担図」並びに別紙13「修繕履歴」を修正します。</p>																																
		<p>ご指摘のとおり、四神の館(本館)前の芝生を含むよう、キトラ古墳周辺地区について別添4「植栽管理区分図」を修正します。</p>																																